

検査結果について

確定版(2023年3月集団指導以降の指導通知等を追加しています)

～2022年度立入検査と書類検査～

書類検査は立入検査代替として実施

沖縄県高齢者福祉介護課

目次

1. 2022年度の立入検査について
2. 検査結果について
 - 2-1 検査結果の文書指導項目別指導事項数一覧
 - 2-2 検査結果と対応等についての考慮点
3. 「立入検査指導事項と是正改善状況報告の解説」について

1. 2022年度の立入検査について

本年度も昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、感染状況を鑑みながらの立入検査実施となりました。立入検査対象施設については、昨年度に実施予定であったが、実施できなかった施設に本年度予定施設を加えて**27施設**を実施しました。（随時立入含）

今年度立入検査予定施設で、立入検査が実施できなかった施設については書類検査を実施しました。書類検査については、**47施設**を実施しています。

今年度の書類検査については、立入検査と同様に、文書指導事項については、是正改善報告を求めています。当資料では、「立入結果」と「書類検査」結果の全体状況について説明します。

対象施設は立入検査事前調書提出、検査日日程調整

立入検査or書類検査

県より検査結果通知

施設から県へ是正改善報告の提出
(電子申請でも可)

*繰り返し報告を求める場合もあります

2. 検査結果について

□ 2022年度は、立入検査および書類点検として以下を実施しました。(合計74施設)

- 立入検査 : 27施設(随時立入含)
- 書類検査 : 47施設

□ 当章では、多く見られた指導事項について解説を行います。

➤ **検査結果指導件数：622件（文書指導数（是正報告を求める指導））**

- ✓ 総数には定期報告未提出の11件も含まれています
- ✓ 経過措置（口頭指導対象）である、「無資格者への研修実施」「業務継続計画の策定等」「感染症対策」「高齢者虐待防止」については含まれていません。
※口頭指導については、文書による是正報告を求めています。

2-1. 検査結果の項目別指導事項数一覧

□ 項目別指導事項数一覧

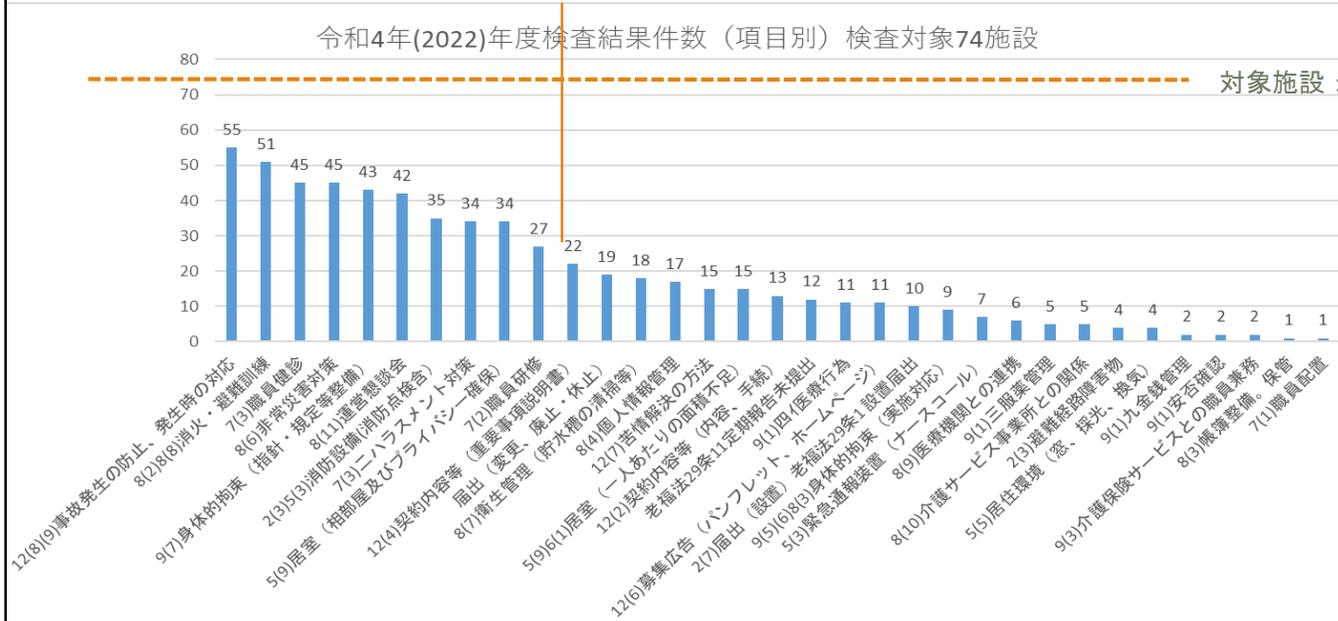
- 項目名の前の数字（7(3)など）は、沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針の項番になります。
- 今回の指導事項全てを、左の棒グラフで示しています。その中の上位10項目について右の円グラフで示しています。（経過措置は含まれていません）

2022年度検査結果件数(項目別)合計622件

上位10

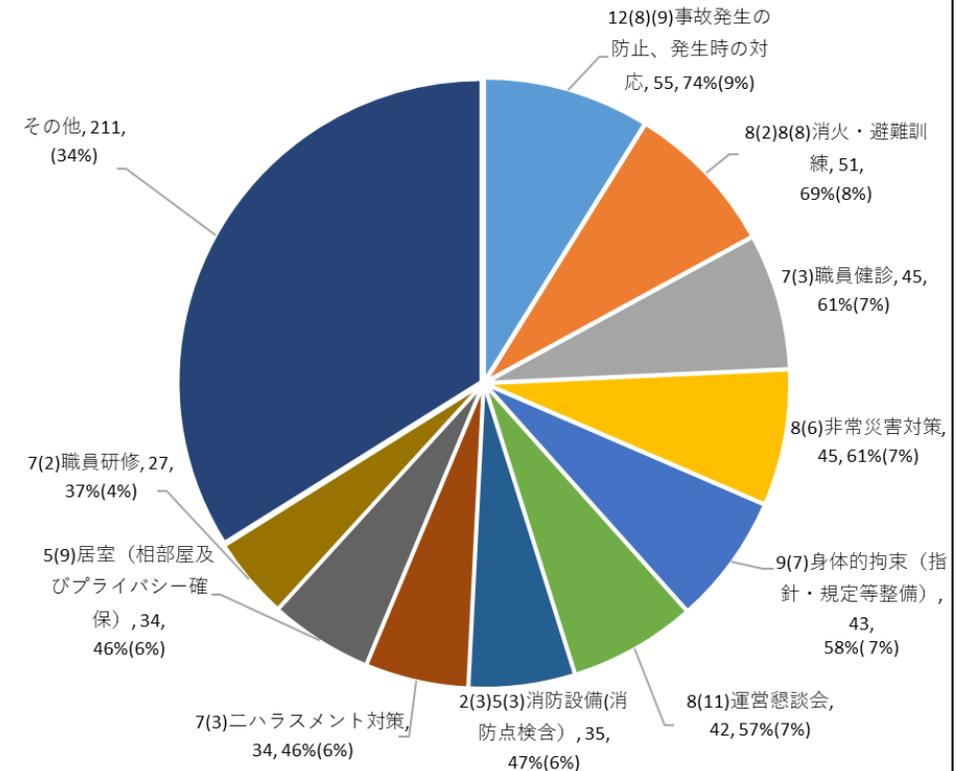
令和4年(2022)年度検査結果件数(項目別) 検査対象74施設

対象施設: 74



令和4(2022)年度点検結果件数(上位10)

%について: 点検施設74に占める%(点検結果件数622に占める%)



2-2. 検査結果と対応等についての考慮点(1/5)

□ 12(8)(9)事故発生の防止について (55施設、74.3%)

- 指導指針12(8)において、「有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。
 - 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。」と、定められています。

また、指導指針12(9)二において「事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。」と、定められています。

- すなわち、次の措置を講ずる必要があります。

(事故発生防止の対応)

- 事故発生防止の**指針整備**
- 発生した事故についての**分析と再発防止、周知の体制**
- 事故発生防止のための**委員会の定期的な開催**
- **担当者の設置**

(事故発生時の対応)

- **事故の記録**
- 県への報告- 事故発生防止のための**研修の定期的な実施**

- ✓ 検査では、指針未作成（マニュアルはあるが指針は無いなども含）、事故時の記録は作成されていても、再発防止策の共有、共有の記録、再発防止対策を含めた研修の実施について、実施できていないなどが見られました。（今回の集団指導の講義も参考に対応をお願いします。）

県への報告は、軽微な事故は不要ですが、施設内では、軽微な事故やヒヤリハットも記録、分析することにより、さらなる事故発生防止に努めてください。

2-2. 検査結果と対応等についての考慮点(2/5)

□ 8(2)(8) 緊急時の対応（消火・避難訓練）について （51施設、68.9%）

- 指導指針8(8)において、「事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。」と定められています。

また、消防法第8条において、防火管理者の選任が定められており、消防法施行規則第3条11においては、有料老人ホームの防火管理者は、**消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施**しなければならないと定められています。

指導指針8(2)においては、「緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した**名簿を整備**しておくこと。」と定められています。

（有料老人ホーム施設は、特定用途防火対象物ですので、**消火訓練、避難訓練を年2回以上実施**する必要があります。そのうち1回は、通報・消火・避難訓練の全ての要素を含んだ「総合訓練」を実施しなければなりません）

- 火災時の避難訓練、業務継続計画の訓練、非常災害対策の訓練、感染症対策の訓練については、適宜あわせて計画作成と訓練を実施しても良いとされています。また夜間訓練や、非常災害時など実働を伴う訓練が難しい場合には、夜間想定や机上訓練なども検討ください。
- ✓ 検査では、コロナ禍の影響もあったと考えられますが、訓練が1回も出来ていない場合や、1回しかできていない場合が多く見受けられました。

2-2. 検査結果と対応等についての考慮点(3/5)

□ 7(3) 職員健診 (45施設、60.8%)

- 指導指針7(3)において、「職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において**定期的に健康診断を行う**とともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。」と定められています。また、労働安全衛生規則第45条においては、**特定業務従事者（深夜業を含む業務）健康診断は6月以内ごとに一回**と定められています。
 - 特定業務従事者（深夜業を含む業務）とは、1月に4回以上の深夜勤務（午後10時から午前5時まで）を含む場合です。有料老人ホームの夜勤勤務者の多くは該当すると考えますので、該当する場合には、通常の年1回の健康診断では不足となります。
 - パートタイム（短時間勤務者）従業員の通常健康診断も、その事業者の所定労働時間の4分の3以上の場合には、健康診断が必要です。（2分の1以上－4分の3未満の場合は実施が望ましい）
詳細については、特定業務従事者に該当するか否かも含めて、社労士等に確認ください。
- ✓ 点検結果では、特定業務従事者の6月以内ごとに1回の健診が行われていない場合が多く見られましたので、再度皆様の施設で、行われているかの確認をお願いします。

2-2. 検査結果と対応等についての考慮点(4/5)

□ (7) 身体的拘束 (43施設、58.1%)

- 指針9(7)において、「身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。」として、以下のイ、ロ、ハが定められています。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。」と定められています。

- すなわち、次の措置を講ずる必要があります。

①身体的拘束の適正化のための**指針の整備**

②身体的拘束の適正化のための対策を検討する**委員会の三月に一回以上の開催**

③②で実施した適正化委員会の結果について、**介護職員その他の職員に周知徹底**を図ること

④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための**研修を定期的実施**すること

※実施した委員会及び研修の記録は保管ください。なお委員会はテレビ会議等の活用も可能です。

- ✓ 点検結果では、指針は整備できているが、委員会の設置と定期的な開催、従業員への定期的な身体拘束に関する研修について実施されていないという報告がありました。

- ✓ マニュアルはあるが、指針は未作成という施設も見られました。指針については、以下の高齢者福祉介護課施設福祉班HPに指針例等を掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shisetsu/shisetu-top.html>

2-2. 検査結果と対応等についての考慮点(5/5)

□ 2(3)5(3) 消防設備(消防点検含) (35施設、47.3%)

- 指導指針 2(3)において、「有料老人ホームの設置運営に当たっては、(中略)消防法(昭和23年法律第186号)(中略)等の関係法令並びに指導要綱及び本指針を満たすだけでなく、より高い水準の施設運営に向けて努力することが期待されること。」

指導指針5(3)において、「建物には、建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分設けること。」と定められています。また、有料老人ホームは消防法第17条の3の3においても、その設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長または消防署長に報告する義務があると定められています。

- 消防点検は、**機器点検を6月ごとに1回、総合点検を1年毎に1回実施**する必要があります。点検者は消防設備士又は消防設備点検資格者が実施する必要があります。詳細は有資格者か消防に確認ください。
- ✓ 点検結果では、年に1回の点検しか記録に残されていない場合が多く見られました。消防法施行規則第31条の6に則った回数と種類の実施および記録をお願いします。
- ✓ 点検にて、不具合が指摘された場合には修理等をお願いします。立入では修理結果も確認しています。

2-2. 検査結果と対応等についての考慮点(番外)

□ 7(2)8(5)8(7)9(4) 経過措置について (口頭指導)

- 令和3年度の指導指針改定に伴い、令和6年3月31日までの経過措置が設けられた事項です。まだ多くの施設が準拠されていないと思われませんが、

経過措置期間中での準拠をお願いします。詳細は「設置運営指導指針改正事項」にて説明します。

- 7(2) **無資格者への認知証介護者基礎研修の受講**
- 8(5) **業務継続計画(感染症と非常災害計画 BCP)** の計画作成、定期的な見直し、周知、研修・訓練)
- 8(7) **感染症の発生とまん延防止の指針作成、研修・訓練、委員会設置と定期開催**
- 9(4) 虐待防止の指針作成、周知、研修・訓練、委員会設置と定期開催、担当者選任
-

□ 老人福祉法29条11定期報告の未提出 (11施設、14.9%)

- 毎年7月から8月にかけて提出を案内していますが、未提出の施設があります。提出書類は毎年7月1日時点の情報(電子申請)に加え、「情報開示一覧」「重要事項説明書」「決算報告書などの該当書類」等になります。毎年の提出をお願いします。

□ 2(7)届出(変更、廃止、休止) (19施設、25.7%)

- 老人福祉法第29条第2項において、「前項の規定による届出をしたものは、同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、**変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。**」と定められています。
- ✓ 「立入検査」での実態対比や「定期報告内容」と「届出内容」の対比により、変更届出が未提出と考えられる事項が見られました。

3. 「立入検査指導事項と是正改善状況報告の解説」について

- 立入検査における「指導事項」と提出いただく「是正改善状況報告」についての解説を作成し、2023年3月下旬以降に、ホームページに公開を予定しています。今回取り上げなかった指導事項については、今後掲載される当該解説をご参照いただき、自己点検をおこなってより良い施設運営にお役立てください。

当該解説は、随時更新し、更新した場合には最新版をホームページに掲載します。（2023年(令和5)年2月版のように更新時期を記載しています。）

高齢者福祉介護課 施設福祉班HP

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shisetsu/shisetu-top.html>

有料老人ホーム立入検査指導事項と是正改善状況報告の解説

2023(令和5)年2月版

目次

- [1. 設置届出未完了について：老人福祉法第29条1](#)
- [2. 変更届出未提出について：老人福祉法第29条2](#)
- [3. 定期報告未提出について：老人福祉法第29条11](#)
- [4. 消防設備の未設置について：指針2\(3\)、5\(3\)、\(消防法\)](#)
- [5. 消防設備点検について：指針2\(3\)、5\(3\)、\(消防法第17条の3の3\)](#)
- [6. 避難経路について：指針2\(3\)、\(消防法第8条2の2の4\)](#)
- [7. 緊急通報手段について：指針5\(3\)](#)
- [8. 居住環境（音、採光、換気等）について：指針5\(5\)](#)
- [9. 居室（相部屋およびプライバシー確保）について：指針5\(9\)](#)
- [10. 居室（面積不足）について：5\(9\)、6\(1\)](#)
- [11. 職員の配置について：7\(1\)](#)
- [12. 職員研修について：指針7\(2\)](#)
- [13. 職員の健康診断について：指針7\(3\)一、\(労働安全衛生規則45条\)](#)
- [14. 職場でのハラスメント対策について：指針7\(3\)二](#)
- [15. 備品の整備、保管について：指針8\(3\)](#)
- [16. 個人情報管理について：指針8\(4\)](#)
- [17. 衛生管理（水質検査・貯水槽の清掃）について：指針8\(7\)ニイ](#)
- [18. 非常災害対策について：指針8\(6\)](#)
- [19. 緊急時の対応（消火・避難訓練等）について：指針8\(2\)、8\(8\)](#)
- [20. 医療機関等との連携について：指針8\(9\)](#)

- [21. 介護サービス事業所との関係について：指針8\(10\)](#)
 - [22. 運営懇談会について：指針8\(11\)](#)
 - [23. 医療行為（喀痰吸引等）について：指針9\(1\)四](#)
 - [24. 医療行為（服薬管理）について：指針9\(1\)三イ、四イ](#)
 - [25. 安否確認又は状況把握の方法について：指針9\(1\)五](#)
 - [26. 金銭管理について：指針9\(1\)九](#)
 - [27. 介護保険サービスとの職員業務について：指針9\(3\)](#)
 - [28. 身体的拘束について（指針、規定等整備）：指針9\(7\)](#)
 - [29. 身体的拘束について（実施対応）：指針9\(5\)、9\(6\)、8\(3\)ニ](#)
 - [30. 契約内容等について（契約内容）：指針12\(2\)](#)
 - [31. 契約内容等について（重要事項の説明等）：指針12\(4\)](#)
 - [32. 募集広告（パンフレット、ホームページ等）について：指針12\(6\)](#)
 - [33. 苦情解決の方法について：指針12\(7\)](#)
 - [34. 事故発生防止、発生時の対応について：指針12\(8\)、12\(9\)](#)
- 以下は経過措置（令和6年（2024年）3月末迄）
- [35. 無資指者への研修実施について：指針7\(2\)ニ](#)
 - [36. 業務継続計画の策定について：指針8\(5\)](#)
 - [37. 衛生管理等（感染症対策）について：指針8\(7\)一](#)
 - [38. 高齢者虐待防止について：指針9\(4\)](#)

解説を予定している事項の目次